

津山市 AI デマンド交通システム導入業務
公募型プロポーザル実施要領

令和5年9月
津山市

この要領は津山市 AI デマンド交通システム導入業務に係る受託候補者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式を実施し、提案業者の業務遂行に関しての知見、経験等を見極め、本業務に最も適した業者を選定するため、提案の応募等について必要な事項を定める。

1 業務の概要

(1) 業務名称

津山市 AI デマンド交通システム導入業務

(2) 業務内容

ア デマンド交通システムの設計及び構築

イ デマンド交通システム運行オペレーションに係るサポート業務

ウ デマンド交通システムの保守等

(3) 業務期間

ア システム構築期間：契約締結の日から令和6年2月29日まで

イ システム運用期間：令和6年3月1日から令和6年3月31日まで（1ヵ月）

※運用期間については、長期継続契約を予定

2 見積上限額

17,864 千円（消費税額及び地方消費税額含む）

3 プロポーザル実施方式

公募型プロポーザル

4 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年施行令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成25年津山市告示第85号）に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算開始、又は破産法（平成16年法律第75条）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (6) 国税、岡山県税、津山市税及び申請者（受任者がいる場合は受任者）の属する市町村税を滞納している者でないこと。
- (7) 本業務に類似する業務実績を保持し、かつ、本格運行（実証運行を含む）支援実績などに基づく支援ノウハウを有すること。

5 スケジュール

実施内容	日程	備考
公募の開始	令和5年9月22日（金）	津山市ホームページ
質問提出締切	令和5年9月28日（木）	E-Mail のみ
質問への回答	令和5年10月2日（月）	津山市ホームページ
参加申込締切	令和5年10月6日（金）	持参又は郵送（必着）
参加申込結果通知	令和5年10月10日（火）	E-Mail で通知
企画提案書等提出期限	令和5年10月20日（金）	持参又は郵送（必着）
一次審査（企画提案書等審査）結果通知	令和5年10月25日（水）	E-Mail で通知
二次審査（プレゼンテーション審査）実施	令和5年10月30日（月）	詳細別途通知（E-Mail 等）
二次審査（プレゼンテーション審査）結果通知	令和5年11月8日（水）	
契約締結	令和5年11月上旬	

6 質問・回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第1号）により、メール又はファクシミリで提出すること。

(2) 提出期限

令和5年9月28日（木）17時まで（必着）

(3) 提出先

メールアドレス：shoukoutsu@city.tsuyama.lg.jp

FAX番号：（0868）32-2154

(4) 回答方法

津山市産業経済部商業・交通政策課のホームページにて公表

(5) 回答日時

令和5年10月2日（月）予定

7 参加申込・参加承認

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び津山市契約規則他の関係諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出すること。

ア 参加申込書兼誓約書（様式第2号）

イ 委任状（必要に応じて。様式第3号）

ウ 法人の国税の納税証明書の写し

（令和5年6月1日以降証明分）

エ 法人の岡山県税の市税等納税証明書

（令和5年6月1日以降証明分。岡山県に課税がある場合のみ。）

オ 法人の津山市発行の市税等納税証明書

（令和5年6月1日以降証明分。津山市に課税がある場合のみ。）

カ 申請者（受任者がいる場合は受任者）の属する市町村発行の市税等納税証明書

(令和5年6月1日以降証明分。)

(2) 提出期間

令和5年10月6日(金) 17時まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留又は簡易書留)の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(4) 提出場所

津山市産業経済部商業・交通政策課

〒708-8501 岡山県津山市山北520 津山市役所東庁舎2階

(5) 参加承認

メール及び郵送にて、令和5年10月10日(火)に参加の可否を送付する。

8 企画提案書提出期日及び作成方法

(1) 提出期限

令和5年10月20日(金) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

持参又は郵送(書留又は簡易書留)の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(3) 提出部数 7部

(4) 提出場所

津山市産業経済部商業・交通政策課

〒708-8501 岡山県津山市山北520 津山市役所東庁舎2階

(5) 作成方法

ア 表紙

表紙には、標題として「津山市 AI デマンド交通システム導入業務に係る企画提案書」と記載し、次のイ～オ)の資料を綴ること。

イ 業務実績書(様式第4号)

平成30年4月1日以降に、AI デマンド交通システム導入業務又はそれと同等のAI デマンド交通システム導入業務を受託した実績を最大5件まで記載すること。

ウ 業務の実施体制(様式5号)

本業務に従事する人員配置計画及び配置する各担当者の実務経験年数、経験したAI デマンド交通システム導入業務又はそれと同等のAI デマンド交通システム導入業務の名称を記入すること。

エ 業務の実施方針・実施フロー・工程表

A4判の任意様式で、原則として2ページ以内にまとめること。

(両面印刷は不可)

オ 企画提案書

別紙仕様書を参考にして、計画策定への具体的な取り組み方法・方向性を記載すること。なお、総ページ数は20枚以内とする。(両面印刷は不可)

カ 参考見積書

次の項目を記載し、内訳を添付すること。

①システム構築費用（ハードウェア、ソフトウェア、構築費、研修費等）

※一括購入を予定しています。

②システムランニング費用（保守費用、利用料等）

※1ヶ月間のランニング費用とします。

9 審査方法

本プロポーザルの審査は以下のとおり行う。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された企画提案書を別紙「プロポーザル審査基準」に基づき、審査を行う。

審査の結果、上位5位までを第2次審査の対象者とする。対象者には、結果及びプレゼンテーション実施について書面で通知する。第2次審査の対象とならなかった者に対しては、結果を書面で通知する。

ただし、プロポーザルの提案者が5者に満たない場合は、第1次審査を省略し、第2次審査を提出書類、プレゼンテーションによる審査として実施する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション等により最終審査）

第1次審査により選考された者に対して、企画提案についてプレゼンテーション等を実施し、「プロポーザル審査基準」に基づき審査し、最優秀提案者を特定する。

(3) その他

第2次審査で評点の最も高い者が同点で複数となった場合は、同点となった者についてのみ再審査を行い、最優秀提案者を決定するものとする。

ただし、第2次審査において、評定の最も高い者の評点が60点に満たない場合は、失格とする。

また、参加要件を満たす者が1社のみの場合は、審査委員による投票を行い、委員の過半数が承認した場合は、参加を認めるものとする。

10 審査基準及び配点

本プロポーザルは別表の審査基準に基づき審査する。

11 審査結果

第2次審査の結果については、以下のとおり第2次審査を受けた者に対して通知する。

(1) 通知方法 第2次審査の結果は書面またはE-Mailにより通知する。

(2) 通知時期 審査後、10日以内に通知する。

なお、候補者として決定されなかった者が、その理由の説明を求めることのできる期間は、通知を受けてから7日以内とする。

12 契約

最優秀提案者と、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、随意契約の手続きを行う。ただし、本事業は国又は県などの補助対象事業となるため、手続きは交付決定後となる。なお、随意契約に係る協議により、最優秀提案者と契約ができない場合は、次点者と随意契約について協議するものとする。

13 支払条件

本業務完了後、業務完了検査を行い、請求書を受理してからおおむね 30 日以内に代金の支払いを行う。

14 情報公開

第 2 次審査の結果については、津山市ホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

- (1) 最優秀提案者名（最優秀提案者以外の者は仮名で公表する）
- (2) 評価順位及び点数
- (3) 見積金額

なお、企画提案者から提出された企画提案書については、津山市情報公開条例第 7 条第 3 号の規定（開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの）に基づき開示しないものとする。

15 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の書類の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。
- (4) 市が審査等にあたり必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は 1 者につき 1 案とする。

16 その他

- (1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等の必要経費は、すべて提出者の負担とする。

- (2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成所の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ 第 2 次審査（プレゼンテーション）を欠席した場合

カ 見積上限額を超えた見積の場合

- (3) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要とする場合は、あらかじめ受託先に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

また、企画提案書等に含まれる著作権・特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを利用した結果、生じた責任は提案者が追うものとする。

- (4) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

17 問合せ

津山市産業経済部商業・交通政策課

〒708-8501 岡山県津山市山北520 東庁舎2階

TEL (0868) 32-2075 FAX (0868) 32-2154

メールアドレス shoukoutsu@city.tsuyama.lg.jp

担当者：野條、福本